

[禁止地域]

次の地域又は場所では、原則として広告物を表示することはできません。

ただし、自家用広告物等の一部については、一定の基準（許可基準）内であれば表示することができます。（「適用除外」：P 7 参照）

主な禁止地域は次のとおりです。

□ 用 途 地 域	都市計画法で定める用途地域のうち、 ○第一種・第二種低層住居専用地域 ○第一種・第二種中高層住居専用地域 ○風致地区（P：40 参照）
□ 文 化 財 等 （国・県・市）	文化財保護法、愛媛県文化財保護条例、松山市文化財保護条例による 指定・登録を受けた建造物・敷地・地域等
□ 自 然 環 境 保 護 地 区	松山市自然環境保全条例により指定された地区 ○蓮華寺景観樹林保護地区 外 40 地区
□ 自 然 公 園	自然公園法、愛媛県県立自然公園条例で指定された国立公園、県立自然公園 ○瀬戸内海国立公園（9,160ha／① S 25.5.18② S 31.5.1 指定） ○奥道後玉川県立自然公園（7,750ha／ S 37.3.9 指定） ○皿ヶ嶺連峰県立自然公園（3,095ha／ S 42.1.25 指定）
□ 都 市 公 園	都市公園法に規定する都市公園・公園予定区域 ○東雲公園 外 347 箇所
□ 公共施設等	○官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、記念館、 体育館及び公衆便所の建物並びにその敷地 ○古墳及び墓地 ○寺社、教会及び火葬場の建造物並びにその境域
□ 市長が指定 する区域等 （告示） （範囲は P：35～参照）	【道 路】 ○一般国道 11 号（一番町四丁目 1 番 11 地先～二番町四丁目 7 番 2 地先までの区間） ○一般国道 56 号（一般国道 196 号線との交点～二番町四丁目 7 番 2 地先までの区間） ○一般国道 196 号（大手町一丁目 1 番 6 地先～本町二丁目 8 番 8 地先までの区間） ○市道道後 71 号線（道後湯之町 1443 番地先～道後喜多町 1012 番 3 地先までの区間） ○四国縦貫自動車道（市内の全区間の両側の路端からそれぞれ 100m 以内の区域） 【空 港】 ○松山空港（空港敷地及びこの敷地から外側幅 100m 以内の接続する区域） 【広 場】 ○松山駅前広場及び松山市駅前広場（都市計画決定された範囲※歩道敷を除く）

[許可地域]

禁止地域と広告物活用地区以外の地域で、許可を受けることで広告物を表示できる地域のことをいいます。

表示する際は、広告物の許可基準（P 10 以降）を満たしてください。

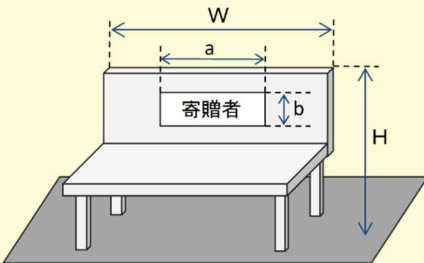
4. 適用除外

一定の基準を満たしていれば、許可を受けずに表示したり、前頁までの禁止されている事項に関わらず表示できる場合があります。**(適用除外)**
適用除外になるのは、次の（１）～（５）のいずれかに該当するものです。

（１）公共的な目的をもって表示するもの など
（２）禁止物件の管理上必要なもの など
（３）小規模または一時的に表示するものや車両等に表示するもの など
（４）禁止地域に表示する自家用広告物または道標や案内図板 など
（５）５日以内に表示するもの

適用除外（１） 禁止物件→表示可、禁止地域→表示可、禁止展望広告物等→表示可、許可申請は不要（条 10-①）

- A. 法令の規定により表示し、又は設置するもの
- B. 国、地方公共団体又は市長が適当と認める公共的団体が公共的目的をもって表示・設置するもの
- C. 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札など
- D. 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物で、下の表に適合するもの

区 分	内 容	
個 数	1 個	
表示面積	$a \times b \leq W \times H \times 1/20$, かつ $a \times b \leq 0.5 \text{ m}^2$ 以下	
色 彩	地色は、けばけばしい色を使用しない	
表示方法	当該物件等の効用を妨げない	
そ の 他	※共通基準を満たすこと（P10 参照）	
（例）防犯灯、街路灯、公園のベンチ、児童の遊戯施設、道路交通法による案内標識等		

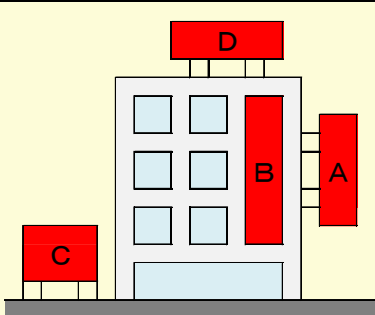
適用除外（２） 禁止物件→表示可（一部）、禁止地域→表示可（一部）、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請が必要（条 10-④）

- A. 禁止物件の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するもの
- B. 禁止物件の内、所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物等で、下の表に適合するもの

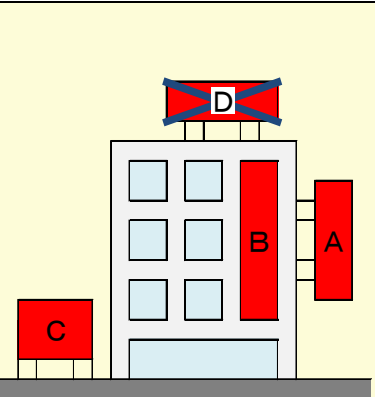
区 分		禁止地域	許可地域
送電塔、送受信塔、照明塔	表示面積	5 m ² 以下	10 m ² 以下
煙突、ガスタンク、水道タンク 等	表示面積	垂直断面の 1/4 以下 かつ 5 m ² 以下	垂直断面の 1/4 以下 かつ 10 m ² 以下
石垣、擁壁	表示面積	禁 止	1 壁面の 4 分の 1 以下 かつ 10 m ² 以下

適用除外（３） 禁止物件→表示不可、禁止地域→表示可、禁止展望広告物等→表示不可、許可申請は不要（条 10-②）

A. 自家用広告物で、下の表に適合するもの

	区 分	禁止地域	許可地域
	設 置 場 所	建物（屋上を除く）及び敷地内	特に定めない
	色 彩	①地色はけばけばしい色及び 暗色を使用していないこと ②表示面積の2分の1を超えて けばけばしい色を使用しない	特に定めない
1 事業所等当りの表示合計面積 【禁止地域（屋上不可）】 $S = A + B + C \leq 5 \text{ m}^2$ 【許可地域】 $S = A + B + C + D \leq 10 \text{ m}^2$	表 示 方 法	①ネオン管を使用していないこと ②照明は、点滅しないこと ③回転灯を使用していないこと	特に定めない
	そ の 他	※許可基準を満たすこと（P10 参照）	
	（例）店名表示、営業時間の表示 など		

B. 管理用広告物で、下の表に適合するもの

	区 分	禁止地域	許可地域
	広告物等の上端の 地上からの高さ	3 m以下 （壁面に表示するものは除く）	5 m以下 （※同左）
	色 彩	①地色は、けばけばしい色及び 暗色を使用していないこと ②表示面積の2分の1を超えて けばけばしい色を使用しない ※危険防止のためのものは除く	特に定めない
	表 示 方 法	①ネオン管を使用していないこと ②照明は、点滅しないこと ③回転灯を使用していないこと ※危険防止のためのものは除く	特に定めない
※屋上へは表示できません			
1 事業所等当りの表示合計面積			
【禁止地域（屋上不可）】			
$S = A + B + C \leq 1.5 \text{ m}^2$			
【許可地域（屋上不可）】			
$S = A + B + C \leq 3 \text{ m}^2$			
	そ の 他	※共通基準を満たすこと（P10 参照）	
	（例）駐車場の高さ制限の表示、進入禁止の表示 など		

<適用除外（３）は次のページへ続きます>